

質 問 ・ 回 答

令和 7 年 1 月 10 日公表

調 達 件 名	
創成川水再生プラザで使用する小型貨物自動車	
質問 1	今まで経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。 また、経費の歳入歳出予算の減額又は削除の可能性はありますでしょうか。
回 答	過去に予算の削除又は減額を事由として契約を解除した事案について、全てを把握できておりませんので、回答はいたしかねますが、直近5か年においては、賃貸借期間中に契約を解除した事案は生じておりません。 また、本調達については債務負担行為により予算を確保しています。
質問 2	半導体供給不足や物流網の混乱による遅延等の不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性もあります。遅延となった場合は、当社への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。
回 答	履行遅延が生じることとなった場合、その理由の如何を問わず、いったん受注者から当該履行遅延に係る申出書を提出していただきます。そのうえで、履行遅延に至った事由を勘案し、契約約款第12条、第14条、第15条等の適用及び札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置等について検討することとなります。当該不履行が受注者の責めに帰する事由によるものでないと札幌市が判断したときは、契約期間の変更等に係る協議を行います。
質問 3	自動車賃貸借は、契約期間（賃貸借期間）と車検期間にずれの生じないよう車両登録日が契約期間（賃貸借期間）の開始日となりますが、車両登録日の同日に納車することができません。 従いまして、契約期間（賃貸借期間）は車両登録日の令和8年2月2日から令和13年1月31日となりますが、納車については車両登録日以降の日程でよろしいでしょうか。その際、納車までの期間代車提供不要という認識で宜しいでしょうか。
回 答	本調達については、車両の納入期限を仕様書7に記載のとおり令和8年2月2日としております。 また、仕様書16(2)に記載のとおり、納入期限までの納車ができない場合は、代車による対応等について協議することになります。 なお、代車に係る費用は受注者の負担となります。
質問 4	仕様書9 年間走行距離について約500kmとありますが、月間約500kmではないでしょうか。
回 答	走行距離は、年間約 500kmの予定です。
質問 5	賃貸借期間が令和8年2月2日から令和13年1月31日 までの4年と364日ですが初回賃貸借料は日割り計算となるのでしょうか。
回 答	本調達は契約書（案）のとおり、月額で契約いたしますので、令和8年2月のみ日割計算を行うことは想定しておりません。